

■ 愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日:1日目

平成18年第2回愛荘町議会臨時会

1日目(平成18年8月21日)

開会:午後03時05分 閉会:午後03時57分

議会日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第21号 平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 4 承認第22号 平成18年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 5 承認第23号 平成18年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 6 議案第66号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 7 議案第67号 愛荘町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第68号 愛荘町情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第69号 愛荘町立福祉センター愛の郷の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第10 議案第70号 愛荘町立デイサービスセンターやすらぎの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第11 議案第71号 愛荘町立ふれあい共同作業所の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第12 議案第72号 愛荘町愛知川駅コミュニティ施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第13 議案第73号 愛荘町近江上布伝統産業会館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第14 議案第74号 愛荘町立愛知川東部地区農業集落多目的集会所の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第15 議案第75号 愛荘町依智秦氏の里古墳公園の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第16 議案第76号 愛荘町目賀田城跡公園の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第17 議案第77号 契約の締結につき議決を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第18まで議事日程に同じ

出席議員(16名)

- 1番 辰己 保
- 2番 上林 貞
- 3番 森 隆一
- 4番 西澤久仁雄
- 5番 河村善一
- 6番 本田秀樹
- 7番 小川 眞
- 8番 珠久清次
- 9番 竹中秀夫
- 10番 吉岡あみ子
- 11番 久保田九右衛門
- 12番 小杉和子
- 13番 瀧 すみ江
- 14番 水野清文
- 15番 宇野義美
- 16番 森野榮次郎

欠席議員(0名)

なし

◎開会の宣告

○議長(久保田九右衛門君)皆さん、大変ご苦労さんでございます。

平成18年第2回愛荘町議会臨時会を開催するにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、極めてお忙しいところ、本臨時会にご出席いただき、高増からではございますが、厚くお礼を申し上げます。

さて、本臨時会は、承認3件、議案13件についてご審議をいただくことになっております。よろしくお願いを申し上げます。開会にあたりましてのごあいさつといたします。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

よって、平成18年第2回愛荘町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎開議の宣告

○議長(久保田九右衛門君)これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(久保田九右衛門君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長(久保田九右衛門君)日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、7番、小川 眞君、8番、珠久清次君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(久保田九右衛門君)日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日の1日のみといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日のみと決定いたしました。

◎承認第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第3、承認第21号 平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。総務主監。

[総務主監 細江新市君登壇]

○総務主監(細江新市君)それでは、承認第21号につきまして、説明させていただきます。

1ページをお開きいただきしたいと思います。

平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第1号)の専決処分につき、平成18年7月12日に専決処分をさせていただきます。ご承認をお願いするものでございます。

2ページでございます。

平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ60万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億60万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

それでは、内容につきましては、事項別明細書から説明をさせていただきますと思います。

5ページでございます。

5ページの歳入、繰越金、前年度繰越金60万7,000円ということで、前年度繰越金を充てさせていただきます。

歳出につきましては、6ページでございます。

土木費、都市計画費の下水道費の繰出金28万6,000円の減でございます。下水道事業特別会計への繰出金、減の28万6,000円、これは財源調整の分でございます。

その次、中学校費、学校管理費の工事請負費89万3,000円でございます。これにつきましては、7月8日、秦荘中学校のプールにおきまして、底にひびが割れたというようなことで、水漏れが発生いたしました。これに伴う修繕の工事でございます。これを89万3,000円計上させていただいて、処置をさせていただいたところでございます。

よろしくご承認をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより承認第21号を採決します。

本案はこれを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、承認第21号 平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

◎承認第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第4、承認第22号 平成18年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。農林建設主監。

[農林建設主監 姓農明彦君登壇]

○農林建設主監(姓農明彦君)それでは、7ページ、承認第22号の説明をさせていただきます。

平成18年度の愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分でございます。

この専決処分につきましては、7月12日付で処分をさせていただきます。

それでは、8ページでございます。

平成18年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ851万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億1,400万7,000円とする。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億4,151万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正による。

平成18年7月12日でございます。

それではまず、10ページの第2表でございます。

地方債の補正ということでございまして、起債の目的については、下水道事業の高資本費対策借換債ということでございます。補正前はゼロ、補正後が680万円、起債の方法といたしましては、証書借り入れということになります。

この起債につきましては、利率の高い起債を安い方に借り換えしていこうというようなことで、今回、国の方から枠の割り当てがあったわけございまして、今回、それに基づき専決処分をするものでございます。

それから、事項別明細ということで、12ページでございます。

まず歳入で、一般会計繰入金ということで28万6,000円の減ということでございます。これは歳入歳出の調整額でございます。

次が町債ということで、土木債、高資本費対策借換債ということで680万円。この起債につきましては、借り換え前は平成2年に起こした起債でございまして、今回の起債については、25%で13年間償還ということになります。前に借り入れた利率は6.7%でした。

そして、13ページ、歳出でございますが、公債費ということで651万4,000円を計上しております。これについては、繰上償還をする費用でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより承認第22号を採決します。

本案はこれを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、承認第22号 平成18年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

◎承認第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第5、承認第23号 平成18年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。農林建設主監。

〔農林建設主監 姓農明彦君登壇〕

○農林建設主監(姓農明彦君)それでは、14ページ、承認第23号を説明させていただきます。

平成18年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分でございます。

これにつきましては、平成18年7月31日に専決処分させていただきました。

それでは、15ページでございます。

平成18年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ285万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億4,436万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

事項別明細の方に移らせていただきまして、18ページでございます。

まず、歳入の方で、分担金ということで、現年分が285万円ということでございます。これにつきましては、今回、一括納付者の大きな金額の事業所による収入が大幅に増になったということから、285万円ということ

で、一括納付報奨金の方に充てるための補正予算でございまして、一括納付額が1,761万500円、1件に対してそれだけの収入があったわけでございます。あとの差し引きにつきましては留保財源として残すということで、今回補正をさせていただいております。

歳出の方につきましては、一般管理費で報償費ということで285万円、これについては、今ほど申し上げました一括納付金の報奨金と、不足分の285万円を今回補正させていただいたというものでございます。

た。1000円並の補填金として、11万円の20万円を4回に分割して支払いの予定としておいていただく。よろしく審議のほどお願いします。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)なしと認めます。

これより承認第23号を採決します。

本案はこれを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、承認第23号 平成18年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第6、議案第66号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監 細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、19ページでございます。

議案第66号 損害賠償の額を定めることについて。

損害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

相手方につきましては、ごらんの記載のとおりでございます。

事故の概要につきましては、平成18年5月28日午後6時、町道愛知川・川原線を走行中、道路の管理瑕疵により、道路中央部に穴ぼこがあり、その中に車両のタイヤが落ちて、タイヤホイールが道路と接触し、タイヤホイールの一部が損傷したものでございます。

損害賠償額につきましては、6万6,000円でございます。

よろしく審議をいただきたいと思います。

以上です。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。4番 西澤君。

○4番(西澤久仁雄君)4番 西澤久仁雄です。

この補償問題には賛成しますが、道路の管理状態が「瑕疵により」という文言がございます。これは、町役場の落ち度で瑕疵が生まれたと。今後、こういうことがないように十分注意をしていただきたいというのと、今後、そういうことに関連して、どのように思っておられるかと、これだけ質問したいと思います。

○議長(久保田九右衛門君)農林建設主監。

○農林建設主監(姓農明彦君)お答えいたします。

道路管理が十分にできていないことから、そういった瑕疵を起こしたということでございます。

今日までも、そういったことがあったわけでございますが、今後、道路パトロールの強化をいたしまして、不可抗力のときもあるわけでございますが、特に雨等降りましたら、大丈夫なところでも、補修したところに穴があくという状態も見受けられます。そういった場合でも早急に対応しておるわけでございますが、やはり見逃すところもありますので、職員全員にも、穴ぼこ等があれば建設課の方へ連絡するよう、課長会議でも周知しているところでございます。

今後また、より一層パトロールを強化していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第66号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第66号 損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第7、議案第67号 愛荘町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監 細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、20ページでございます。

議案第67号 愛荘町個人情報保護条例の一部を改正する条例でございます。

この内容につきましては、別冊の改正条例説明資料に基づいて説明させていただきたいと思います。

そちらの方の1ページをお開きいただきたいと思います。

愛荘町個人情報保護条例の一部を改正いたします、その理由でございます。

地方自治法第242条の2の規定に基づき、公の施設の管理について指定管理者制度を導入するにあたり、指定管理者は、愛荘町個人情報保護条例に規定する個人情報の収集の制限、個人情報取扱事務の届出、目的外使用および外部提供の制限、適正な管理の規定等を準用し、遵守しなければならない。また、個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならないため、今般、愛荘町個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

その下に、改正条例の要旨が上がっております。

第12条及び第58条につきまして、指定管理者を追加させていただくものでございます。

付則としまして、条例の施行は、平成18年9月1日からとするものでございます。

よろしくご審議をいただきたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第67号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第67号 愛荘町個人情報保護条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第8、議案第68号 愛荘町情報公開条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監 細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、21ページでございます。

議案第68号 愛荘町情報公開条例の一部を改正する条例でございます。

これにつきましても、別冊の説明資料の方の4ページでございます。こちらの方で説明を申しあげたいと思います。

愛荘町情報公開条例の一部を改正する、その理由でございます。

地方自治法第242条の2の規定に基づき、公の施設の管理について指定管理者制度を導入するにあたり、指定管理者が職務において作成し、または、取得した管理施設に関する文書等について、指定管理者は、その公開に努めるなど、愛荘町情報公開条例を遵守しなければならないため、愛荘町情報公開条例の一部を改正するものでございます。

改正条例の要旨につきましては、第25条については、出資法人等の情報公開について定めさせていただきました。

また、第25条の2を追加させていただいております。指定管理者の情報公開について定めたものでございまして、指定管理者は、当該指定管理の保有する情報であって、その管理を行う公の施設に係るものの公開

に、関係必要な措置を講ずるよつに努め、なすれはなむ、ぬいといつ、つよこと、(2)追加せいで、(3)たいくおひます。

付則としまして、条例の施行は、平成18年9月1日からとするものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第68号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第68号 愛荘町情報公開条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第9、議案第69号 愛荘町立福祉センター愛の郷の指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監 西川博司君登壇〕

○住民福祉主監(西川博司君) 20ページの議案第69号 愛荘町立福祉センター愛の郷の指定管理者の指定につき議決を求めることについてを説明させていただきます。

愛荘町立福祉センター愛の郷の指定管理者を次のとおり指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。

記としまして、1、公の施設の所在地および名称、(1)所在地、愛荘町市731番地、(2)名称、愛荘町立福祉センター愛の郷。

2、指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の氏名、(1)所在地、愛荘町市731番地、(2)名称、社会福祉法人愛荘町社会福祉協議会、(3)代表者、会長、廣田 進。

3、指定の期間、平成18年9月1日から平成22年3月31日。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第69号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)賛成多数です。よって、議案第69号 愛荘町立福祉センター愛の郷の指定管理者の指定につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第10、議案第70号 愛荘町立デイサービスセンターやすらぎの指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監 西川博司君登壇〕

○住民福祉主監(西川博司君) 議案第70号について説明させていただきます。

愛荘町立デイサービスセンターやすらぎの指定管理者の指定につき議決を求めることについて。

愛荘町立デイサービスセンターやすらぎの指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。

記としまして、1、公の施設の所在地および名称、(1)所在地、愛荘町愛知川1749番地1、(2)名称、愛荘町立デイサービスセンターやすらぎ。

2、指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の氏名、(1)所在地、愛荘町市731番地、(2)名称、社会福祉法人愛荘町社会福祉協議会、(3)代表者、会長、廣田 進。

3、指定の期間、平成18年9月1日から平成22年3月31日。

以上、よろしくお願いたします。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第70号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第70号 愛荘町立デイサービスセンターやすらぎの指定管理者の指定につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第11、議案第71号 愛荘町立ふれあい共同作業所の指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監 西川博司君登壇〕

○住民福祉主監(西川博司君)24ページの議案第71号 愛荘町立ふれあい共同作業所の指定管理者の指定につき議決を求めることについて説明させていただきます。

愛荘町立ふれあい共同作業所の指定管理者を次のとおり指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。

記としまして、1、公の施設の所在地および名称、(1)所在地、愛荘町愛知川1749番地1、(2)名称、愛荘町立ふれあい共同作業所。

2、指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の氏名、(1)所在地、愛荘町市731番地、(2)名称、社会福祉法人愛荘町社会福祉協議会、(3)代表者、会長、廣田 進。

3、指定の期間、平成18年9月1日から平成22年3月31日。

以上、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第71号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)賛成多数です。よって、議案第71号 愛荘町立ふれあい共同作業所の指定管理者の指定につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第12、議案第72号 愛荘町愛知川駅コミュニティ施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。政策調整室長。

〔政策調整室長 高橋正夫君登壇〕

○政策調整室長(高橋正夫君)議案第72号 愛荘町愛知川駅コミュニティ施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて説明申し上げます。

6787で示されることについて説明がなされることにより。

愛荘町愛知川駅コミュニティ施設の指定管理者を次のとおり指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1、公の施設の所在地および名称、所在地、愛荘町市895番地3、名称、愛知川駅コミュニティハウス。所在地、愛荘町市871番地2、愛知川駅駐車場。

2といたしまして、指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の氏名、(1)所在地、愛荘町安孫子825番地、(2)名称、愛荘町愛知川観光協会、(3)代表者、会長、西村重夫。

3、指定の期間、平成18年9月1日から平成22年3月31日でございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第72号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第72号 愛荘町愛知川駅コミュニティ施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第13、議案第73号 愛荘町近江上布伝統産業会館の指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。農林建設主監。

〔農林建設主監 姓農明彦君登壇〕

○農林建設主監(姓農明彦君)議案第73号 愛荘町近江上布伝統産業会館の指定管理者の指定につき議決を求めることについてをご説明申し上げます。

愛荘町近江上布伝統産業会館の指定管理者を次のとおり指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決をお願いするものでございます。

記といたしまして、1、公の施設の所在地および名称、(1)所在地、愛荘町愛知川13番地7、(2)名称、愛荘町近江上布伝統産業会館。

2、指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の氏名、(1)所在地、愛荘町愛知川13番地7、(2)名称、滋賀県麻織物工業協同組合、(3)代表者、理事長、川口徳太郎。

3、指定の期間、平成18年9月1日から平成22年3月31日までです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第73号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第73号 愛荘町近江上布伝統産業会館の指定管理者の指定につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第14、議案第74号 愛荘町立愛知川東部地区農業集落多目的集会所の指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。農林建設主監。

〔農林建設主監 姓農明彦君登壇〕

○農林建設主監(姓農明彦君)それでは、議案第74号 愛荘町立愛知川東部地区農業集落多目的集会所の指定管理者の指定につき議決を求めることについてをご説明申し上げます。

愛荘町立愛知川東部地区農業集落多目的集会所の指定管理者を次のとおり指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1、公の施設の所在地および名称、(1)所在地、愛荘町市1783番地、(2)名称、愛荘町立愛知川東部地区農業集落多目的集会所。

2、指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の氏名、(1)所在地、愛荘町市、(2)名称、市自治会、(3)代表者、区長、辻 長雄。

3、指定の期間、平成18年9月1日から平成20年3月31日までです。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第74号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第74号 愛荘町立愛知川東部地区農業集落多目的集会所の指定管理者の指定につき議決を求めることについては、原案どおり可決されました。

◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第15、議案第75号 愛荘町依智秦氏の里古墳公園の指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。教育次長。

〔教育次長 山岡勇市君登壇〕

○教育次長(山岡勇市君)それでは、議案第75号をご説明させていただきます。

愛荘町依智秦氏の里古墳公園の指定管理者の指定につき議決を求めることについてでございます。

愛荘町依智秦氏の里古墳公園の指定管理者を次のとおり指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1、公の施設の所在地および名称、(1)所在地、愛荘町上蚊野642番地、(2)名称、愛荘町依智秦氏の里古墳公園。

2、指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の氏名です。(1)所在地、愛荘町上蚊野、(2)名称、上蚊野自治会、(3)代表者、区長、水野裕文。

3、指定期間ですが、平成18年9月1日から平成23年3月31日です。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第75号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第75号 愛荘町依智秦氏の里古墳公園の指定管理者の指定につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第16、議案第76号 愛荘町日智田城跡公園の指定管理者の指定につき

議決を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。教育次長。

〔教育次長 山岡勇市君登壇〕

○教育次長(山岡勇市君)それでは、議案第76号をご説明申し上げます。

愛荘町目賀田城跡公園の指定管理者の指定につき議決を求めることについてでございます。

愛荘町目賀田城跡公園の指定管理者を次のとおり指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1、公の施設の所在地および名称、(1)所在地、愛荘町目加田963番地11、(2)名称、愛荘町目賀田城跡公園。

2、指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の氏名です。(1)所在地、愛荘町目加田、(2)名称、目加田自治会、(3)代表者、区長、小川善一。

3、指定期間、平成18年9月1日から平成23年3月31日までです。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第76号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第76号 愛荘町目賀田城跡公園の指定管理者の指定につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第17、議案第77号 契約の締結につき議決を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監 細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、30ページ、議案第77号でございます。

契約の締結につき議決を求めることについて。

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決をお願いするものでございます。

1、契約の目的、平成18年度工事第27号、愛知川西面整備工事(町道愛知川川原線工区)、下水道工事でございます。

2、契約の方法、一般競争入札。

3、契約の金額、7,875万円。

4、契約の相手方、住所、滋賀県愛知郡愛荘町常安寺592番地、氏名、株式会社フタバ、代表取締役、山田泰人。

以上、よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第77号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第77号 契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第18、議案第78号 平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監 細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、31ページでございます。

議案第78号 平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ38万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億99万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正による。

説明の方でございますけれども、まず33ページでございます。

こちらの方につきましては、第2表といたしまして、債務負担行為の補正の追加でございます。先ほど来、指定管理の指定の議決をいただきました。それらの部分にかかわります指定管理料を、債務負担行為の追加として上げさせていただく部分でございます。

愛荘町立福祉センター愛の郷指定管理料、平成19年度から平成21年度まで、限度額といたしましては1億9,461万5,000円。愛荘町立サービスセンターやすらぎ指定管理料、これも3か年間で2,490万1,000円。愛荘町立ふれあい共同作業所指定管理料、これも3か年間で4,346万2,000円。愛荘町愛知川駅コミュニティ施設管理料、これも同じく3年間で2,047万5,000円。愛荘町近江上布伝統産業会館指定管理料、3年間で432万円。愛荘町依智秦氏の里古墳公園指定管理料、これにつきましては4年間、182万円。愛荘町目賀田城跡公園指定管理料、これにつきましても4年間、44万円ということで追加補正をさせていただきます。

事項別明細でございますけれども、35ページでございます。

まず、歳入、繰越金、前年度繰越金を31万8,000円充てさせていただくものでございます。

諸収入の雑入、総務費雑入ということで、全国町村総合賠償補償保険金を6万5,000円受けさせていただくものでございます。

歳出につきましては、36ページでございます。

まず、総務管理費の一般管理費の補償補填及び賠償金につきましては、先ほど説明申し上げました総合賠償補償金の6万6,000円でございます。

それから、企画費の需用費の施設修繕料26万7,000円、これにつきましては、愛知川駅コミュニティハウスの正面玄関の自動ドア並びに冷房施設の故障によりまして、部品の取り換えをさせていただく部分でございます。

それから、教育費の社会教育費、社会教育総務費の補助金でございます。町民研修補助金として5万円計上させていただいております。これにつきましては、滋賀青年洋上大学というのがございまして、今年度につきましては、9月15日から23日までの9日間、研修に行かれることになってございまして、西出のカンパヤシトモさんがこの洋上大学に参加されることになりました。

そういうことで、この洋上大学につきましては、上海に行き、中国の青年たちと交流を深めていただく事業となっております。そういうことで、代表として参加されるにあたりまして、愛荘町国内外交流事業等参加費補助金交付要綱に基づきまして、5万円の補助をさせていただくものでございます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

以上です。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第78号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第78号 平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(久保田九右衛門君)以上をもって、本日の会議を閉じます。
これをもって、平成18年第2回愛荘町議会臨時会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでございました。